4.11 地方公共団体間の支援等

東日本大震災により被災した地方公共団体に対して、行政や民間から職員派遣等の人的支援や物資等の支援が行われた。以下にこれらの人的支援や物的支援について記述する。

4.11.1 ▶人的支援

東日本大震災により被災した地方公共団体に対しては全国の地方公共団体から、災害時相互応援協定や姉妹都市提携等による地方公共団体間での人的支援のほか、全国知事会のシステムや総務省が全国市長会・全国町村会の協力を得て構築したシステム等により、職員派遣が行われている。

1 総務省の動き[1)2)]

総務省は、平成23年3月22日付で各都道府県、各指定都市宛に職員の派遣についての支援・協力を依頼する通知を発出した。また、全国市長会及び全国町村会の協力を得て、「東北地方太平洋沖地震に係る人的支援の要望について」の事務連絡を発出した。

この事務連絡の中で短期間の人的支援の体制づくりを進めるとともに希望する職種の職員の派遣要請の申し出を受けることとした。図4.11-1に派遣スキームを示す。

図4.11-1 市町村職員の派遣スキーム[1)]

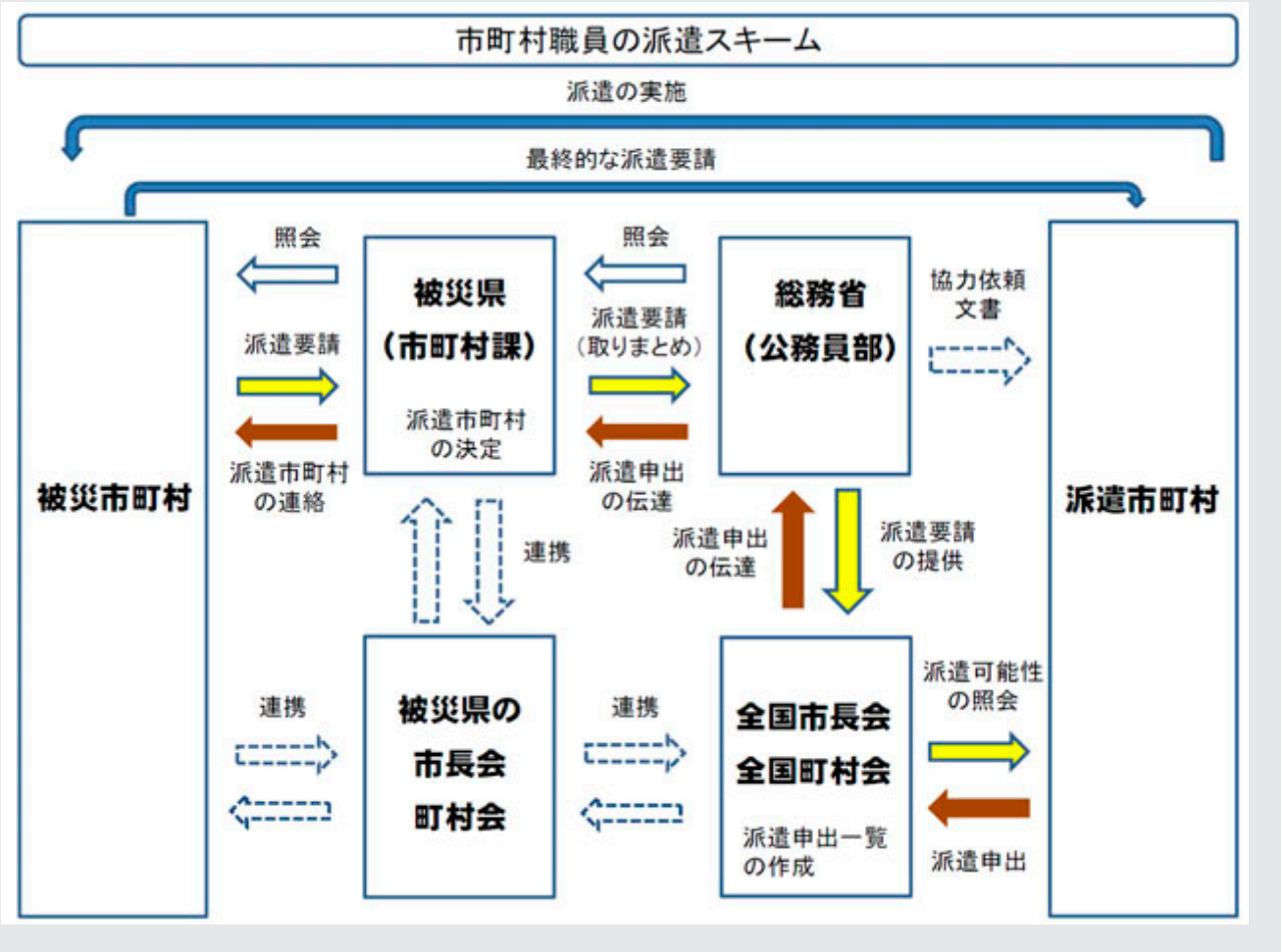

1）総務省自治行政局公務員部　報道資料
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_01000002.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）

短期的な派遣に加え、中長期的な職員派遣の必要が本格化されることが予想されるため、平成23年5月26日付で、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県に、中長期的な職員派遣に関して、職種、人数、派遣期間等の要望を照会する「東日本大震災に係る中長期的な職員の派遣要望について」の事務連絡を発出した。また、平成23年6月10日付で、各都道府県に、被災市町村への職員派遣について引き続き支援・協力を依頼する「東日本大震災による被災市町村に対する中長期的な職員派遣の取組について」の事務連絡を発出した。

平成23年10月31日時点で、岩手県、宮城県及び福島県内の市町村を中心に1,312人のマッチングが行われている。

派遣職員への要望としては、主に救援物資の管理、避難所の運営管理、罹災証明書の発行事務、家屋の被害認定、災害復旧事業の設計・管理、上下水道の復旧、保健・福祉業務等が多かった。

特に災害発生当初は、救援物資の管理などの一般事務職系が多く、中長期的な派遣の要望では家屋被害認定や災害復旧事業や公共施設復旧の設計管理などについて土木職や建築職の要望が多くなっていった傾向があった。

2 全国知事会の動き[1)]

平成23年3月11日、発災後、直ちに通常業務を停止して事務総長を本部長とする「災害対策都道府県連絡本部」を設置し、情報収集にあたると共にブロック幹事県に情報提供を開始した。

平成23年3月12日、全国知事会の会長指示により、会長を本部長、災害対策特別委員会委員長を副本部長とする全国知事会緊急広域災害対策本部を設置し、被災都道府県知事に応援を要請する項目を照会するとともにブロック知事会（北海道東北地方知事会、関東地方知事会、中部圏知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会、四国知事会、九州地方知事会）の幹事県に情報提供を開始した。

さらに平成23年3月13日から被災県からの人材の支援要請を受けて、FAXによる全県照会を開始した。

平成23年4月21日までの発災当初の支援状況は、表4.11-1のとおり702人の支援要請に対して632人の紹介をした。職種別では、一般事務が417人（約60%）となっている。なお、この時点での派遣可能人数は、1,101人となっている。

表4.11-1 全国知事会緊急広域災害対策本部の人的支援[1)]

被災県から要請人数		
	702人	
（内訳）	・一般事務	417人
	・土木系	210人
	・その他	75人
知事会によるマッチング人数		
	632人	
（内訳）	・一般事務	402人
	・土木系	204人
	・その他	26人
派遣可能人数照会結果		
	1,101人	
（内訳）	・一般事務	516人
	・土木系	434人
	・その他	151人

※被災県から後日派遣要請を取り下げられた職種に係る人数は除いた。

3 被災地方公共団体への地方公務員の派遣状況[2)]

表4.11-2に示すとおり、全国の自治体から被災自治体へ公務として派遣された職員数（消防及び警察は除く。）は、平成24年3月31日時点で、延べ81,544人となっている。また、平成23年7月1日、10月1日、平成24年1月4日、4月16日の各時点での被災地への地方公務員の派遣人数を表4.11-3から表4.11-6に示す。

1）全国知事会　全国知事会議　資料6-3　平成23年7月21日
http://www.nga.gr.jp/news/2012/201271920.html（平成25年1月21日参照）
2）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成23年8月11日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000125227.pdf（平成25年1月21日参照）

表4.11-2 被災地への地方公務員の派遣人数（平成23年3月11日から平成24年3月31日までの延べ人数）[1)]

派遣元＼派遣先	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
都道府県	5,812	14,435	7,942	956	29,145
政令指定都市	4,059	9,321	1,201	132	14,713
市区町村	9,710	20,924	6,219	833	37,686
合計	19,581	44,680	15,362	1,921	81,544

（注1）派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。
（注2）派遣元の都道府県、市区町村には、岩手県、宮城県及び福島県内は含まれていない。

表4.11-3 被災地への地方公務員の派遣人数（平成23年7月1日時点）[2)]

派遣元＼派遣先	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
都道府県	176	580	174	0	930
政令指定都市	95	238	20	0	353
市区町村	230	699	210	38	1,177
合計	501	1,517	404	38	2,460

（注1）派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。
（注2）派遣元の都道府県、市区町村には、岩手県、宮城県及び福島県内は含まれていない。

表4.11-4 被災地への地方公務員の派遣人数（平成23年10月1日時点）[3)]

派遣元＼派遣先	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
都道府県	125	259	167	7	558
政令指定都市	69	101	7	0	177
市区町村	56	284	116	20	476
合計	250	644	290	27	1,211

（注1）派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。
（注2）派遣元の都道府県、市区町村には、岩手県、宮城県及び福島県内は含まれていない。

表4.11-5 被災地への地方公務員の派遣人数（平成24年1月4日時点）[4)]

派遣元＼派遣先	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
都道府県	110	211	165	0	486
政令指定都市	42	60	3	0	105
市区町村	34	102	62	15	213
合計	186	373	230	15	804

（注1）派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。
（注2）派遣元の都道府県、市区町村には、岩手県、宮城県及び福島県内は含まれていない。

表4.11-6 被災地への地方公務員の派遣人数（平成24年4月16日時点）[5)]

派遣元＼派遣先	岩手県			宮城県		
		県庁	市町村		県庁	市町村
都道府県	165	138	27(15)	271	226	45(17)
政令指定都市	61	5	56(-)	99	1	98(0)
市区町村	153	0	153(57)	299	0	299(10)
合計	379	143	236(72)	669	227	442(27)

派遣元＼派遣先	福島県			その他		
		県庁	市町村		県庁	市町村
都道府県	209	205	4(3)	1	0	1(1)
政令指定都市	2	1	1(-)	0	0	0(0)
市区町村	138	2	136(1)	9	2(2)	7(1)
合計	349	208	141(4)	10	2(2)	8(2)

派遣元＼派遣先	合計		
		県庁	市町村
都道府県	646(36)	569(0)	77(36)
政令指定都市	162(0)	7(0)	155(0)
市区町村	599(71)	4(2)	595(69)
合計	1,407(107)	580(2)	827(105)

（注1）派遣先の「その他」は、茨城県内及び千葉県内の合計である。
（注2）（ ）内の人数は、同一県内における派遣（例：岩手県庁から県内各市町村への派遣）に係る人数で、内数である。

表4.11-3から表4.11-6より、派遣職員の合計人数はどの時点でも宮城県への派遣が最も多かった。

なお、派遣人数は、2,460人（平成23年7月1日時点）、1,211人（平成23年10月1日時点）、804人（平成24年1月4日時点）と減少傾向にあったが、平成24年4月16日時点は1,407人となっており、平成24年1月4日時点から603人増（1.75倍）となっている。

1）総務省自治行政局公務員部　報道資料　資料2　平成24年6月12日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000163447.pdf（平成25年1月21日参照）
2）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成23年8月11日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000125227.pdf（平成25年1月21日参照）
3）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成23年11月18日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000135806.pdf（平成25年1月21日参照）
4）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成24年2月17日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000147259.pdf（平成25年1月21日参照）
5）総務省自治行政局公務員部　報道資料　資料1　平成24年6月12日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000163446.pdf（平成25年1月21日参照）

表4.11-7 被災地への地方公務員の職種別の派遣状況（平成24年4月16日時点）[1)]

派遣元＼派遣先	岩手県			宮城県		
		県庁	市町村		県庁	市町村
一般事務	137	37	100(51)	206	14	192(20)
土木等	194	87	107(9)	409	168	241(6)
その他	48	19	29(12)	54	45	9(1)
合計	379	143	236(72)	669	227	442(27)

派遣元＼派遣先	福島県			その他		
		県庁	市町村		県庁	市町村
一般事務	148	79	69(1)	0(0)	0(0)	0(0)
土木等	160	94	66(0)	10(4)	2(2)	8(2)
その他	41	35	6(3)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	349	208	141(4)	10(4)	2(2)	8(2)

派遣元＼派遣先	合計		
		県庁	市町村
一般事務	491(72)	130(0)	361(72)
土木等	773(19)	351(2)	422(17)
その他	143(16)	99(0)	44(16)
合計	1,407(107)	580(2)	827(105)

（注1）派遣先の「その他」は、茨城県内及び千葉県内の合計である。
（注2）（ ）内の人数は、同一県内における派遣（例岩手県庁から県内各市町村への派遣）に係る人数で、内数である。
（注3）職種別派遣状況における職種のうち、「土木等」は、土木、建築、機械、電気、農業土木の職であり、「その他」は、文化財技師、保健師等の職である。

また、地方公務員の業種別の派遣状況については表4.11-7に示した。土木等のウエイトが大きくなってきており、専門的知識を有する職員の派遣要望が高まっていることが分かる。

次に岩手県、宮城県及び福島県への地方公務員の派遣人数推移について図4.11-2から図4.11-4に示す。

図4.11-2 岩手県への地方公務員の派遣状況[1)2)3)4)]

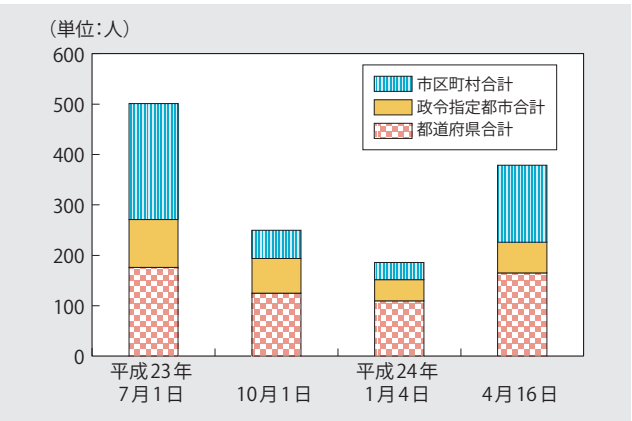

図4.11-3 宮城県への地方公務員の派遣状況[1)2)3)4)]

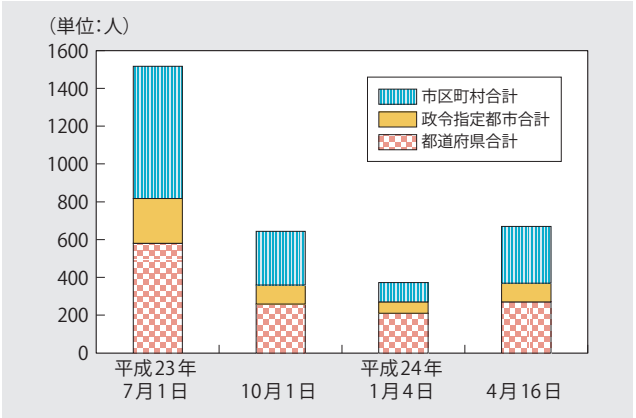

図4.11-4 福島県への地方公務員の派遣状況[1)2)3)4)]

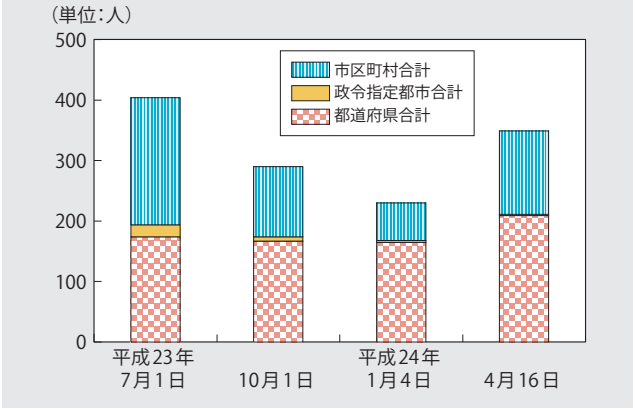

岩手県、宮城県及び福島県それぞれの公務員の派遣人数推移は、図4.11-5のとおり、発災後、宮城県への派遣が多く、減少の割合も大きいことが分かる。

図4.11-5 岩手県、宮城県及び福島県への地方公務員の派遣状況[1)2)3)4)]

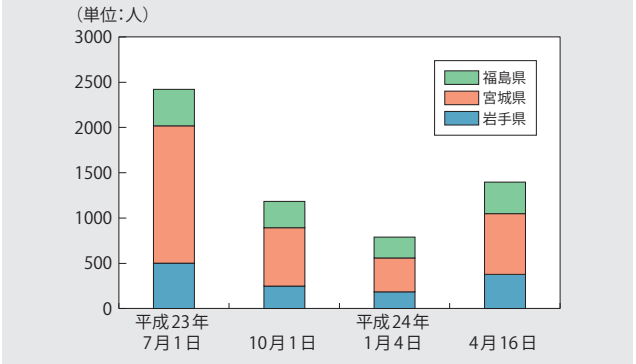

1）総務省自治行政局公務員部　報道資料　資料1　平成24年6月12日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000163446.pdf（平成25年1月21日参照）
2）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成23年8月11日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000125227.pdf（平成25年1月21日参照）
3）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成23年11月18日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000135806.pdf（平成25年1月21日参照）
4）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成24年2月17日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000147259.pdf（平成25年1月21日参照）

また、表4.11-8から表4.11-11に平成23年7月1日時点、平成23年10月1日時点、平成24年1月4日時点の県別の職務内容別の派遣人数をまとめた。

表4.11-8　岩手県への職務内容別派遣状況

職務内容（派遣元は、都道府県、政令指定都市、市区町村）	平成23年		平成24年
	7月1日	10月1日	1月4日
災害応急対策支援	46	26	25
避難所管理運営支援	112	1	0
義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金等	42	9	1
その他の住民生活支援業務	75	46	27
医療・健康・衛生対策支援	110	22	17
仮設住宅関係業務支援	32	8	8
災害廃棄物処理対策（がれき対策含む）支援	14	23	2
各種施設復旧業務支援	51	64	58
復興対策支援	13	38	38
その他	6	13	10
合計	501	250	186

表4.11-9　宮城県への職務内容別派遣状況

職務内容（派遣元は、都道府県、政令指定都市、市区町村）	平成23年		平成24年
	7月1日	10月1日	1月4日
災害応急対策支援	93	16	6
避難所管理運営支援	293	23	0
義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金等	351	154	11
その他の住民生活支援業務	189	68	19
医療・健康・衛生対策支援	165	27	8
仮設住宅関係業務支援	63	39	12
災害廃棄物処理対策（がれき対策含む）支援	82	22	10
各種施設復旧業務支援	143	187	206
復興対策支援	111	71	76
その他	27	37	25
合計	1,517	644	373

表4.11-10　福島県への職務内容別派遣状況

職務内容（派遣元は、都道府県、政令指定都市、市区町村）	平成23年		平成24年
	7月1日	10月1日	1月4日
災害応急対策支援	50	11	4
避難所管理運営支援	78	1	1
義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金等	46	25	5
その他の住民生活支援業務	27	27	10
医療・健康・衛生対策支援	69	25	22
仮設住宅関係業務支援	47	20	12
災害廃棄物処理対策（がれき対策含む）支援	1	5	3
各種施設復旧業務支援	64	112	117
復興対策支援	4	37	41
その他	18	27	15
合計	404	290	230

表4.11-11　全県への職務内容別派遣状況

職務内容（派遣元は、都道府県、政令指定都市、市区町村）	平成23年		平成24年
	7月1日	10月1日	1月4日
災害応急対策支援	193	54	35
避難所管理運営支援	484	25	1
義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金等	442	188	17
その他の住民生活支援業務	291	141	56
医療・健康・衛生対策支援	348	81	47
仮設住宅関係業務支援	142	67	32
災害廃棄物処理対策（がれき対策含む）支援	97	50	15
各種施設復旧業務支援	283	382	396
復興対策支援	129	146	155
その他	51	77	50
合計	2,460	1,211	804

（注）全県とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の合計である。

表4.11-8から表4.11-11を見るといずれも平成23年7月1日時点では、災害応急対策支援、避難所管理運営支援、医療・健康・衛生対策支援業務に係る派遣職員の数が多いが、同年10月1日、平成24年1月4日時点では、大きく減少している。一方、復興に向けた職務内容の各種施設復旧業務支援や復興対策支援の業務に係る派遣職員の数は横ばい若しくは増加の傾向にあることが分かる。

4.11.2 ▶物的支援

1　国からの物的支援[1)2)]

通常は、災害により、避難所生活を余儀なくされた場合、必要な物資については、地方公共団体で調達を行うが、東日本大震災では、大規模で被害が広範囲に及んでおり、さらに、地方公共団体の機能が著しく低下していることから、政府が物資の調達・搬送を代行するなどの支援を行った。

政府では、被災地の要請に合わせて支援するため、各県が取りまとめた被災市町村の要請に基づき調整し、搬送した。具体的には、被災者生活支援チームにおいて、各関係団体・企業を通じて、必要となる救援物資を調達し、県・市町村の物資拠点で仕分けられ、被災地内に搬送した。

物資調達は、平成23年4月21日から県による調達・配送の枠組みへ移行したが、3月11日から4月20日までに実施した被災者生活支援チームによる物資支援は、食料約2,621万食、飲料約793万本、燃料約1,603万ℓなどであった（表4.11-12）。

3月15日から5月12日までの食料及び燃料支援の実績を図4.11-6及び図4.11-7に示す。なお、時系列の変化を追ったものであるため、最終日の数字と最終実績とは一致していない。

また、県、市町村の物資集積拠点において、物資が滞留する事態が起こったため、要請に応じて物流専門家を派遣し、円滑に物流の搬送ができるようにした。

1）内閣府ホームページ　http://www.cao.go.jp/shien/2-shien/2-bussi1.html（平成25年1月21日参照）
2）内閣府ホームページ　http://www.cao.go.jp/shien/2-shien/2-bussi2.html（平成25年1月21日参照）

表4.11-12 被災者生活支援チームによる物資調達・輸送の最終実績（平成23年5月13日）[1)]

区分	調達品目	実績
食料・飲料	食料計（食）	26,209,234
	パン（食）	9,391,373
	即席めん類（食）	2,557,730
	おにぎり・もち・包装米飯（食）	3,501,074
	精米（食）	3,357,313
	その他（缶詰等）（食）	7,401,744
	飲料（本）	7,937,171
生活用品	トイレットペーパー（個）	379,695
	毛布（枚）	409,672
	おむつ（枚）	395,521
	一般薬（箱）	240,314
	マスク（枚）	4,380,442
燃料	燃料等（リットル）	16,031,000

図4.11-6 被災者生活支援チームによる食料支援の推移（平成23年3月15日から5月12日まで）[1)]

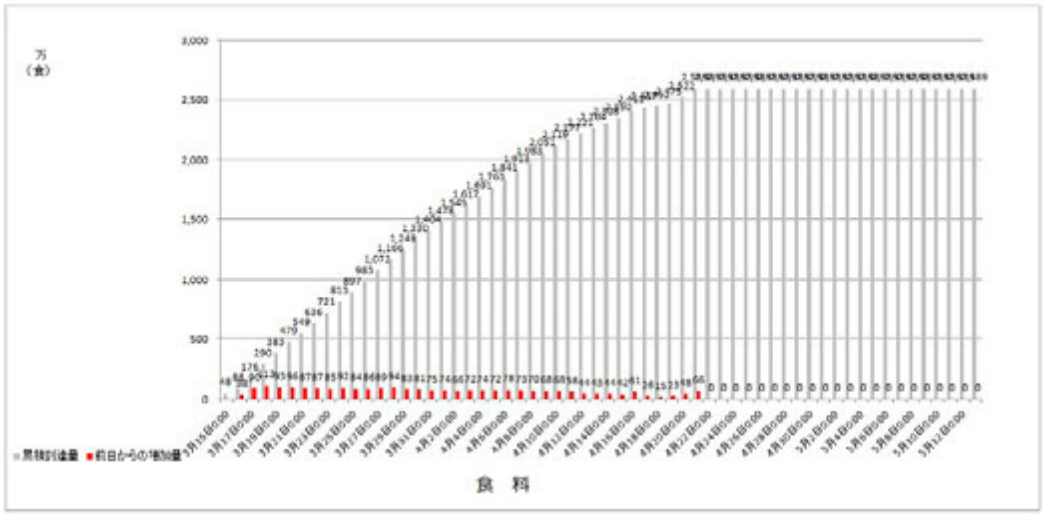

図4.11-7 被災者生活支援チームによる燃料支援の推移（平成23年3月15日から5月12日まで）[1)]

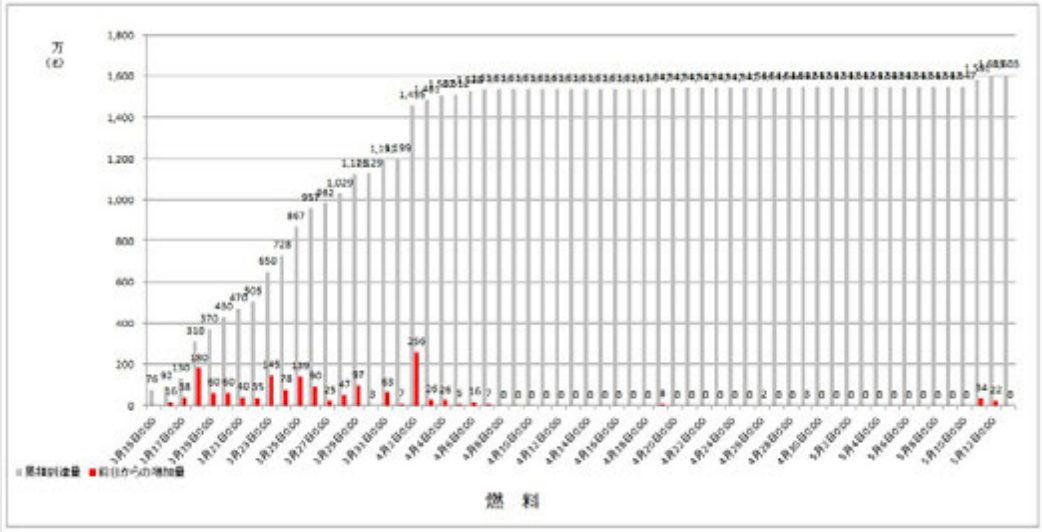

1）内閣府ホームページ　http://www.cao.go.jp/shien/2-shien/2-bussi2.html（平成25年1月21日参照）

政府による支援物資の調達・輸送の流れを図4.11-8に示す。

図4.11-8　政府による支援物資の調達・輸送の流れ[1)]

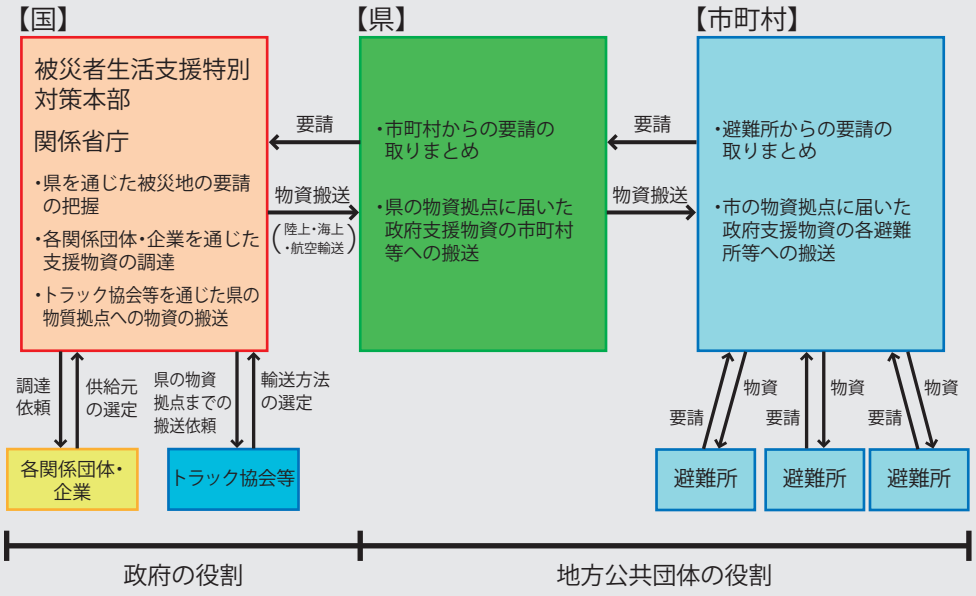

2　地方公共団体からの物的支援[2)3)4)]

物的支援については、全国知事会、全国市長会、全国町村会からも全国の自治体に対する支援要請を行っており、44都道府県から飲料水、食料のほか、衣類、簡易トイレ、オムツ・ティッシュ・石鹸等の衛生用品、ストーブ・毛布・使い捨てカイロ・防寒着等の防寒用品、衛星携帯電話・充電式ラジオ・医薬品・懐中電灯等の防災用品、自転車・トラック・給水車等の車両、原子力災害への対応資機材（防護服、防護マスク等）、その他様々な物品の支援が、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした被災地に対して実施された。

なお、各都道府県では、民間企業や個人からの救援物質を受付けする窓口を設け、岩手県、宮城県及び福島県のニーズに合う支援対応をした。

全国知事会では、平成23年3月13日から被災県からの物資や人材の支援要請を受けて、ファクシミリによる全県照会を開始し、平成23年3月14日から生活物資支援要請を調整し、各県に搬送を開始した。表4.11-13に発災直後から平成23年4月19日までに搬送した物的支援を示す。

表4.11-13　全国知事会緊急広域災害対策本部の物的支援（平成23年3月12日から4月19日）[4)]

品目（主要品目のみ）		合計
食料品	米	2,007,362　食
		188,120　kg
		4,362　箱・袋
	水	3,106,270　本
		4,163　箱
	乾パン、クラッカー、レトルト食品、缶詰等	981,298　食
		3,360　箱
生活用品	毛布	569,785　枚
		5,153　箱
	タオル	245,956　枚
		3,005　箱
衛生用品	マスク	6,701,207　枚
		5,924　箱
	紙おむつ等	1,108,550　枚
		85,904　箱
	簡易トイレ	123,443　個
燃料	重油	86,600　リットル
	灯油	6,600　リットル
電気製品	乾電池	25,823　個
		304　箱

1）内閣府ホームページ　http://www.cao.go.jp/shien/2-shien/2-bussi1.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
3）全国知事会　全国知事会議（平成23年5月31日）資料1-1
http://www.nga.gr.jp/news/2011/post-269.html（平成25年1月21日参照）
4）全国知事会　全国知事会議（平成24年7月21日）資料6-3
http://www.nga.gr.jp/news/erhyahatjh.pdf（平成25年1月21日参照）

4.11.3 ▶避難に対する支援

全国知事会は、平成23年3月15日に福島県知事から原発避難者受入れの緊急要請を受け、全都道府県に一時避難所の確保及び受入先情報の提供を依頼した。情報は、全国知事会のホームページに掲載した[1)]。

被災者の受入れの多い都道県上位7ヶ所の平成23年6月から平成24年12月にかけての推移を図4.11-9に示す。この図から、平成23年8月から最も避難者の受入れが多い県は、山形県となっている。

平成24年7月4日時点の受入状況を表4.11-14に示す。東日本大震災から約1年6ヶ月経過したこの時点でも約20万人もの多くの被災者が避難生活を強いられていることが分かる。

表4.11-14　各都道府県の被災者受入態勢・状況[2)]

（平成24年7月4日時点）

都道府県名	受入人数（人）
北海道	3,011
青森県	1,268
岩手県	42,263（1,593）
宮城県	115,856（8,251）
秋田県	1,346
山形県	11,751
福島県	99,521（60,047）
茨城県	6,240
栃木県	2,953
群馬県	1,885
埼玉県	4,329
千葉県	3,871
東京都	9,397
神奈川県	2,942
新潟県	6,452
富山県	335
石川県	490
福井県	325
山梨県	822
長野県	1,387
岐阜県	379
静岡県	1,314
愛知県	1,255
三重県	501
滋賀県	366
京都府	1,026
大阪府	1,238
兵庫県	1,063
奈良県	191
和歌山県	128
鳥取県	195
徳島県	88
香川県	104
愛媛県	201
高知県	146
福岡県	758
佐賀県	284
長崎県	155
熊本県	332
大分県	352
宮崎県	258
鹿児島県	269
沖縄県	1,018

（注1）網かけ部分は、同県内で被災し仮設住宅に入居の被災者を含む。
（注2）網かけ部分の（）内の数字は、県外避難者数。
　　茨城県、千葉県及び長野県は、県外への避難者数の内訳は不明。

図4.11-9　主な都道県における避難者数（受入れた被災者数）の推移[3)]

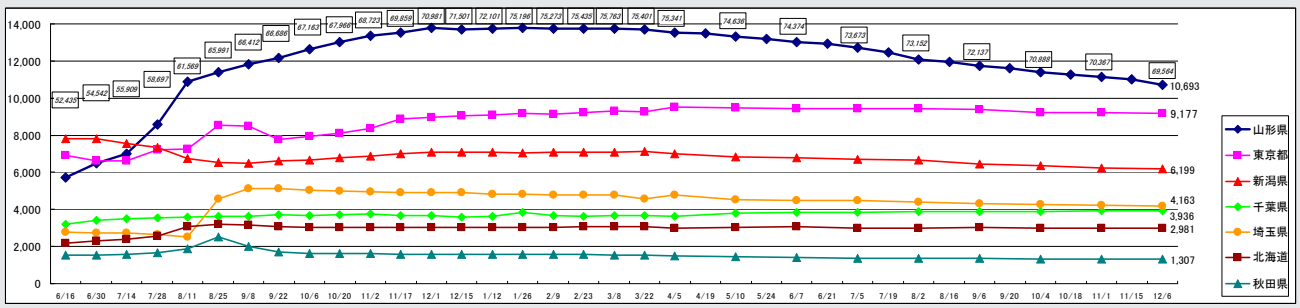

1）全国知事会　全国知事会議（平成23年5月31日）資料1-1
　http://www.nga.gr.jp/news/2011/post-269.html（平成25年1月21日参照）
2）復興庁　助け合いジャパン　全国の避難生活者数　平成24年9月6日現在のデータを加工
　http://tasukeaijapan.jp/?page_id=11505（平成25年1月21日参照）
3）山形県

以下、避難者数の多い山形県と東京都及び平成24年11月時点で一次避難所がある埼玉県の受入れ事例について示す。

1 山形県の事例[1)]

山形県広域支援対策本部によれば、平成23年3月21日には県・市町村の公共施設等の一次避難所に3,834人の避難者がいたが、平成24年12月6日時点で、宮城県から529人、福島県から10,105人、その他から59人の合計10,693人が山形県に避難をしている。アパート等の民間賃貸住宅や公営住宅に9,984人、知人宅や病院等に709人入っており、一次避難所及び二次避難所での受入れは終了している。

山形県では、県所有の体育施設、県営住宅、研修施設、職員公舎等を利用して避難者を受け入れてきた。また、山形県のホームページには、避難者向けの情報を充実させるとともに避難者の実態・意向等に関するアンケート調査をする等の工夫をしている。

2 東京都の事例[2)]

東京都は、発災後直ちに被災者の救出救助やインフラの応急復旧支援などに取り組み、岩手県、宮城県及び福島県に現地事務所を設置した。

(1) 発災直後の対応

東京都は、発災後直ちに、警視庁、東京消防庁による救出救助活動、東京DMATなどによる医療支援等を開始するとともに、日常生活に直結する道路・河川・港湾施設や上下水道等の復旧支援に着手した。また、交通網が寸断されるなか、食料、医薬品等が不足する被災地に救援物資を搬送した。

甚大な被害を受け混乱が続く被災地からの支援の要請を的確に把握し、迅速かつ効果的な支援活動に結び付けるため、3月22日に宮城県、3月25日に福島県、3月30日に岩手県の順に現地事務所を開き、職員が常駐して情報収集にあたることで、都の被災地支援の基礎を構築した。

また、被災地から都内への避難者のために、東京武道館（写真4.11-1、4.11-2）、東京ビッグサイト（写真4.11-3）、味の素スタジアム（写真4.11-4）等で緊急受入れを開始した（表4.11-15）。

表4.11-15 避難者の緊急受入れ[2)]

施設名	開設期間	最大受入数
東京武道館	3/17から4/24	362人
東京ビッグサイト	3/22から4/24	162人
味の素スタジアム（調布庁舎）	3/17から5/22	187人

写真4.11-1 東京武道館避難所の外観[2)]

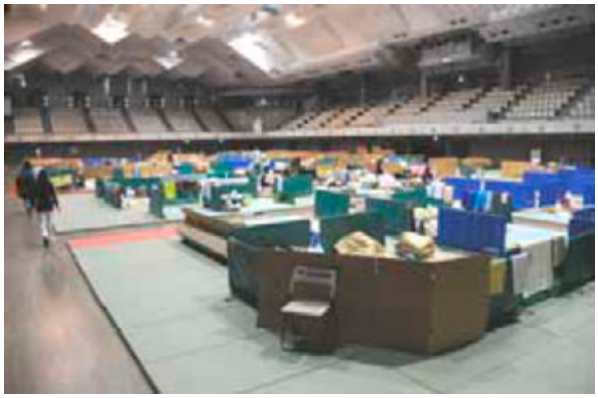

写真4.11-2 東京武道館避難所の内部[2)]

写真4.11-3 東京ビッグサイト避難所[2)]

1）山形県広域支援対策本部避難者支援班　避難者・避難所に関する情報
http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020020/03/fukkou/lifeline/hinansha.html（平成25年1月21日参照）
2）東京都総務局　東日本大震災　支援活動報告　～復興を支える都職員の記録～　第8章
http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/hukkoushien.html（平成25年1月21日参照）

写真4.11-4　味の素スタジアム避難所[1)]

さらに、東京都の全組織が参加する被災地支援対策連絡会議を東京都庁内に設置し、区長会、東京都市長会及び東京都町村会と連携し、都内区市町村との協力体制を構築し、現地事務所から届く支援要請に対して、東京都が一つになって取り組んだ。

(2)　平成23年4月からの対応

岩手県、宮城県及び福島県では、当初、避難所に避難者があふれ、支援物資の仕分け・搬入等を担う人員も不足していた。その後状況は刻々と変化し、被災地での支援業務は避難所支援から罹災証明書発行業務などへと移行していった。また、都内の宿泊事業者の協力を得て、表4.11-16のとおり旧グランドプリンスホテル赤坂や都内旅館等事業者施設でも避難者の受入れを行うとともに、都営住宅などへの受入れも開始した。

表4.11-16　避難者受入れのための事業者施設の提供[1)]

施設名	開設期間	最大受入数
旧グランドプリンスホテル赤坂	4/9から6/30	788人
東京セントラルユースホステル	4/3から7/15	58人
都内ホテル・旅館等	4/24から12/15	549人
都職員共済組合施設	3/18から7/31	158人

3　埼玉県の事例[2)3)]

埼玉県では、福島県知事からの全国知事会長に対する緊急要請に応えて、東日本大震災で被災した方及び東京電力福島原子力発電所の事故にともなって避難した方を受け入れるため、さいたまスーパーアリーナを一時避難場所として提供した。受入期間は、平成23年3月16日から3月31日までで、受入予定人数は、約5,000人であった。また、閉鎖後は、加須市の旧騎西高校を避難場所として設置した。

なお、埼玉県では、「今後の避難者に対する支援方針」を策定し、平成23年5月16日にホームページ上に掲載している。この支援方針では、支援の期間を被災県が避難者を受け入れられる態勢が整うまでとしている。避難者への今後の支援内容としては、

○住宅支援　　○ホテルや旅館への受入
○福祉サービス支援　　○健康管理支援
○教育支援　　○就業支援
○旧騎西高校に避難している双葉町に対する支援
○その他（県や関係団体の各種事業への招待等）

など多岐にわたっている。

1）東京都総務局　東日本大震災　支援活動報告　～復興を支える都職員の記録～　第8章
http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/hukkoushien.html（平成25年1月21日参照）
2）埼玉県ホームページ　県政ニュース2011年3月16日
http://www.pref.saitama.lg.jp/news/page/news110331.html（平成25年1月21日参照）
3）埼玉県ホームページ　県政ニュース2011年5月16日
http://www.pref.saitama.lg.jp/news/page/news110516-06.html（平成25年1月21日参照）

4.11.4 ▶姉妹都市や災害時応援協定等による支援

市町村間では、様々な交流を通じて姉妹都市又は友好都市として提携しているところがある。また、災害時における相互応援協定を締結している市町村もある。東日本大震災では、これら市町村間の結びつきによる支援が多くみられた。以下に主な事例を示す。

1 姉妹都市による支援

主な被災地の自治体は、姉妹都市（友好都市を含む。）関係にある市町村から多くの支援を受けた。

(1) 宮城県白石市の事例

宮城県白石市は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓に、姉妹都市である北海道登別市と神奈川県海老名市の両市と個別に災害時相互応援協定を結んでいた。

宮城県沖地震や東南海地震の発生が懸念される中、平成22年4月には個別に締結していた応援協定を発展解消し、3市による相互応援協定を締結した[1)]。

東日本大震災発生直後、この協定に基づき登別市と海老名市は白石市への物資支援を決定した。登別市では白石市までの輸送手段が確保できなかったため、海老名市に支援物資の輸送を委ねた。発生翌日の平成23年3月12日12時7分、海老名市が神奈川県厚木市の米軍基地で海軍のヘリコプターの手配に成功し、アルファ米やパンの缶詰などの物資を届けた（写真4.11-5）。

写真4.11-5　米軍ヘリコプターに物資を積込み[2)]

また、同年3月13日には、運搬車両の燃料不足が深刻となったため、白石市と海老名市の市職員担当者がほぼ中間地点である栃木県矢板市で待ち合わせ、水や乾電池などの支援物資を受け取るなど、白石市は姉妹都市である登別市と海老名市から迅速な支援を受けた。

(2) 岩手県大船渡市の事例[3)]

岩手県大船渡市では、独立行政法人 宇宙航空研究開発機構（JAXA）の研究施設が立地されていることが縁となり、鹿児島県肝付町、北海道大樹町、秋田県能代市、長野県佐久市及び神奈川県相模原市とともに、相互の発展と宇宙への夢とロマンを育むことを目的とした友好都市「銀河連邦」を設立している。銀河連邦は昭和62年に発足され、所属する各自治体は子ども留学交流や物産販売等の経済交流など、様々な交流事業を継続している。

銀河連邦は、阪神・淡路大震災の発生をうけて、災害時に相互応援を行う防災組織という側面も有するようになった。平成22年4月には、新たに加盟した北海道大樹町とともに「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定」を締結し、それが今回の支援のきっかけとなった。

震災後、北海道大樹町では数回にわたり大船渡市への職員派遣と、物資輸送を行った。なお、物資は町民や地元建設業協会、農協、漁協のほか、市民、団体からも寄せられた。長野県佐久市では、発災後の平成23年3月14日、大船渡市へ向けて災害救援派遣の第一陣が出発した。その後も数回にわたり、職員の派遣と物資の支援を行った。神奈川県相模原市では義援金や物資を募り、大船渡市への支援を行った。鹿児島県肝付町では、大隅半島に位置する4市4町（鹿屋市、垂水市、曽於（そお）市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町）に呼びかけ、平成23年3月22日に復興支援チームを結成し支援を行った。秋田県能代市では、平成23年3月29日に東日本大震災支援能代市民協議会を設立し、団体・事業所の職員、市民ボランティアの派遣や支援物資の搬送等の支援活動を行った。このよう

1）海老名市ホームページ
http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1173157044333/index.html（平成25年1月21日参照）
2）海老名市ホームページ　http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1301089946045/（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書　平成23年12月
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/houkokusyo/jirei-4.pdf（平成25年1月21日参照）

に、大船渡市に向けては銀河連邦に属する各自治体から支援が行われた。

(3) 宮城県山元町の事例[3)]

東日本大震災で被災した宮城県山元町は、昭和63年に北海道の伊達市と姉妹都市となった。伊達市は、山元町の他に、東日本大震災で被災した、亘理町、柴田町、新地町とも姉妹都市の関係にあった。

伊達市では、震災後、姉妹都市への支援活動を行うため、発災から3日後の平成23年3月14日に「東北地方震災姉妹都市支援室」を設置し、山元町を含む4町に先遣隊の職員3人を送り、情報収集等を行うことを決定した。その結果、図4.11-10に示すとおりホームページに姉妹都市を支援するコーナーを設け被害が最も深刻であると思われる山元町に支援組織を集中的に派遣することを決定した。

その後、3月20日には伊達市の職員13人に、伊達市赤十字奉仕団5人を加えた第1次派遣団18人が支援に出発した。また3月25日には市職員6人と北海道職員3人の第2次派遣団が向かい、第3次派遣団として、市の職員2人に加え、伊達市の取組みに賛同した近隣市町と北海道の職員で構成される計9人を派遣した。

図4.11-10 北海道伊達市のホームページ画面[1)]

(4) 岩手県陸前高田市の事例[2)]

名古屋市では、陸前高田市からの支援要請に対して、各分野の専門家10人（岩手県庁派遣1人を含む。）を派遣することを決定し、平成23年4月23日から活動を行った。

その後、5月12日には、第2陣として職員20人を陸前高田市に派遣した。第2陣の職員は会計、被災者支援、土地関係、農業振興、復興計画策定など幅広い分野の担当者で構成された。

また、5月中旬には名古屋市役所内に「陸前高田産業支援デスク」を開設し、陸前高田市の産業復興の支援を行った。その他に、陸前高田市の中学生を市民や企業からの寄付金によって名古屋市へ招待するなど、市民交流へと支援が発展している。

なお、名古屋市では、平成23年度は、派遣された職員が陸前高田市への支援の様子や状況を「陸前高田市リポート－名古屋市奮闘中－」として、ホームページで掲載し、日々、内容更新をして情報発信を行った。平成24年度は、「被災地支援リポート－陸前高田市－名古屋市－」に情報発信を行っているところである。

2 災害時応援協定による支援

(1) 20大都市災害時相互応援に関する協定の事例[3)]

仙台市は、東京都及び全国の19の政令指定都市間で結ばれている「20大都市災害時相互応援に関する協定」により支援を受けた。この協定により神奈川県横浜市が仙台市を支援した事例を以下に示す。

横浜市では支援の役割を本部調整班、物資搬出入班、避難所運営支援班に分け、それぞれの班を平成23年3月13日、仙台市青葉区役所、宮城県消防学校（写真4.11-6）及び元気フィールド仙台へ先遣隊として派遣を行った。5月21日までの第16次隊を派遣し、合計派遣数は366人（本部調整班57人、物資搬出入班93人、避難所運営支援班216人）となった。派遣職員は、被災者への対応として避難所の運営、救援物資・備蓄品の提供、罹災証明書・災害弔慰金の対応等を行った。また、受援本部等の運営活動として、他都市応援の受入れ、物資集配本部の搬出入を行ったほか、職員のケアや派遣体制整備など

1）北海道伊達市ホームページ
http://www.city.date.hokkaido.jp/soumu/soumu/n96bln000004t73d.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書　平成23年12月
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/houkokusyo/jirei-4.pdf（平成25年1月21日参照）
3）横浜市　東日本大震災に係る被災地に派遣された職員からの提言
http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/h2303jishin/（平成25年1月21日参照）

の支援活動を行った。

写真4.11-6　宮城県消防学校における物資搬出入業務[1)]

(2)　福島県相馬市の事例

福島県相馬市は、平成19年2月7日に、「災害時の相互応援に関する協定」を静岡県裾野市と締結した。東日本大震災後、裾野市は、福島県境付近で交通規制などを受け、一度は物資輸送を断念した。その後、平成23年3月14日には、再び支援に向かい無事に食料物資を輸送したほか、毛布や乾電池等の物資を支援し、消防職員6人を派遣した。同年3月中には要望に応じて3度の物資輸送支援を行い、急きょ補正予算を組み、相馬市に1,800万円の復旧・復興金を支援した[2)]。

3　関西広域連合の事例[3)]

関西広域連合[*1]は、平成23年3月13日に緊急の広域連合委員会を開催し、支援対策に係る緊急声明（第1次）を発表した。この声明では被災地対策、支援物資等の提供、応援要員の派遣、避難生活等の受入れについて取組んでいくことを表明した。翌3月14日には、岩手県庁内及び宮城県庁内に現地連絡所を設置した（写真4.11-7）。福島県においては、原子力発電所事故の関係で3月16日に福島県庁内及び会津若松合同庁舎内に設置した。また、迅速かつ機動的で継続性をもった責任ある支援とするためカウンターパート方式[*2]を採用した。岩手県には大阪府及び和歌山県、宮城県には、兵庫県、鳥取県、徳島県、福島県には、滋賀県及び京都府が担当となった。

同年3月29日に緊急声明（第2次）を発表し、4月4日には国に対して東日本大震災に関する緊急提案をした。当初は、職員派遣や物的支援等を実施していたが、阪神・淡路大震災時の復興計画作成のノウハウを伝承すべく平成24年度からは復興まちづくり事業の推進のための人材を派遣している。

写真4.11-7　関西広域連合現地事務所の様子[3)]

4　岩手県遠野市における後方支援活動の事例[4)]

岩手県遠野市は、宮古市、釜石市、大船渡市など沿岸市町へ陸路で約1時間、ヘリコプターで約15分で移動できる立地環境などから、平成19年度から「地震・津波災害における後方支援拠点施設整備構想」を進めてきた。平成19年の岩手県総合防災訓練、平成20年の東北方面隊震災対処訓練（みちのくALERT2008）では、遠野市の運動公園や早瀬川敷地で、自衛隊・警察・消防・医療機関・住民などと合同の訓練を実施し、宮城県沖地震に備えてきた。

この平成19年度の構想及び2度にわたる大規模な総合防災訓練が活かされ、東日本大震災において遠野市は沿岸被災地域への後方支援活動に大きく貢献した。初動時に、遠野市に集結した主な組織・団体を表4.11-17に示す。

1）横浜市　東日本大震災に係る被災地に派遣された職員からの提言
http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/h2303jishin/（平成25年1月21日参照）
2）裾野市　広報すその　平成23年4月1日号
http://www.city.susono.shizuoka.jp/prm/pdf/2011/1193/1193-P02-03.pdf（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会　第3回　配布資料5
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/03/shiryo_05.pdf（平成25年1月21日参照）
4）遠野市　2011.03.11　東日本大震災　遠野市沿岸被災地後方支援　50日の記録　―「縁」が結ぶ復興への『絆』　平成23年5月11日
*1 関西広域連合とは、関西を住民や企業にとって魅力ある地域とするために国に任せず地方の自立と自己責任を確立した関西の特色を活かせる地方分権のあり方を検討するため、平成22年12月に設立された。
*2 カウンターパート方式とは、支援する側の構成団体をそれぞれ担当する被災地に割り当てる方式である。

表4.11-17 初動時に遠野市に集結した主な組織・団体[1)]

平成23年3月20日現在

分野	名称	人員	活動拠点	集結日（予定）
自衛隊	第9後方支援連隊	1,800	遠野運動公園	3月11日
警察	岩手県機動隊	30	運動公園集結⇒沿岸に移動	3月11日
	花巻警察	35	運動公園集結⇒沿岸に移動	3月11日
	兵庫県警	150	運動公園集結⇒沿岸に移動	3月12日
	秋田県警	38	運動公園集結⇒大船渡に移動	3月11日
	山形県警	38	運動公園集結⇒陸前高田に移動	3月12日
	関東管区	68	綾織地区センター集結⇒沿岸に移動	3月14日
	千葉県警検視隊	20	柏木平レイクリゾート	3月15日
	福岡県警検視隊	10	柏木平レイクリゾート	3月17日
	富山県警検視隊	10	柏木平レイクリゾート	3月18日
	秋田県警検視隊	10	柏木平レイクリゾート	3月18日
	九州管区（佐賀12、長崎10）	22	柏木平レイクリゾート遊々プラザ	3月22日
	兵庫県警広緊隊	32	土淵地区センター	3月18日
	北海道警広緊隊	10	土淵地区センター	3月18日
	千葉県警広緊隊	100	清養園クリーンセンター	3月20日
	長野県警広緊隊	68	上郷空手道場	3月20日
消防	大阪緊急消防援助隊	500	緑峰高校	3月13日
	大分緊急消防援助隊	81	綾織地区センター	3月16日
	愛媛緊急消防援助隊	112	綾織地区センター	3月16日
医療	岩手医大チーム	35	ふれあいプラザ	3月13日
	日本赤十字社	43	健康福祉の里	3月15日
	沖縄県医師会医療チーム	14	健康福祉の里	3月16日
	倉敷市医療チーム	7	市民センター書院	3月19日
	東北大学内科医チーム	2	県立遠野病院	3月17日
	弘前大学整形外科医チーム	2	県立遠野病院	3月17日
電力	東北電力青森隊	100	運動公園⇒沿岸に移動	3月14日
電話	NTT		運動公園⇒沿岸に移動	3月12日
水道	神戸水道局	50	上宮守多目的集会施設	3月20日
獣医	岩手県獣医師会	5	畜産振興センター	3月15日
ボランティア	天理教災害救援ひのきしん隊	30	清養園クリーンセンター	3月19日
	支援活動ボランティア	100	消防コミュニティセンターで調整中	3月20日
合計		3,522		

※数値は、災害対策本部調べによる概数

(1) 自衛隊・警察・消防機関の受入れ

地震発生直後から全国の自衛隊、警察や消防が遠野市に集結するために動き出し、3月11日15時には運動公園を開放し、遠野市消防本部が照明器具などを設置して、受入体制を整えた。陸上自衛隊延べ3,500人は運動公園などに、大阪市消防局緊急消防援助隊800人は緑峰高校に、警視庁や群馬県警は青笹地区センターなどにそれぞれ拠点を置き、被災地支援の任務にあたった。2度にわたる訓練が活かされ、訓練どおりの動きが見られた。

(2) 医療機関の受入れ及び後方支援

医療機関も全国から遠野市に集結し、活動の拠点とした。岩手県立遠野病院では、沿岸被災地の医療機関からの患者の受入れや医療を必要とする被災者のために医師や看護師、調理師などを派遣して、医療の後方支援拠点として受入れと派遣の両面で被災地の救命支援にあたった。

(3) 後方支援本部

遠野市では、3月13日に沿岸被災地のため「東日本大震災後方支援活動本部」を設置し、28日には後方支援活動を継続的に推進するため「沿岸被災地

1）遠野市　2011.03.11　東日本大震災　遠野市沿岸被災地後方支援　50日の記録　－「縁」が結ぶ復興への『絆』
平成23年5月11日

後方支援室」を立ち上げた。3月21日に岩手県は、遠野市を「岩手県災害対策本部遠野支援基地」として位置づけ、また3月26日には静岡県が遠野市に「静岡県現地支援調整本部」を立ち上げるなど、遠野市内外の組織が連携して、沿岸被災地への後方支援活動を全力で推進する体制を構築した。

(4) 物資支援

3月13日に救援物資受入・配送場所として稲荷下屋内運動場を指定して、救援物資の搬送も数多くなされた。全国44市町村から救援物資提供を受け、釜石市、大船渡市、陸前高田市、山田町へと救援物資搬送を行った。支援の内容は、炊き出しのおにぎりと、友好都市をはじめとした全国の自治体、市内外の企業などから寄せられた水と食料、生活用品などで、送ったおにぎりは14万食を超え、炊き出しには延べ2,050人、物資の仕分けには延べ1,300人のボランティアが協力をした。

4.11.5 ▶義援金とその配布状況[1)]

日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団の4団体に国内外から寄せられた東日本大震災の義援金は、平成24年9月21日時点で3,610億円であり、その後も、多くの義援金が寄せられていることから、募集期間を更に延長し、平成25年3月31日まで延長した。

この義援金は、日本赤十字社等から、まず被災都道県に送金され、各都道県の義援金配分委員会で被災者への配付基準が定められる。その上で、市町村を通じ、銀行口座振込などにより、被災者の手元に届けられている。

日本赤十字社等では、義援金配分割合決定委員会の決定（図4.11-11）により、被災都道県に送金し、平成24年9月21日時点までに募金総額の約99%の3,558億円を送金した。

図4.11-11 義援金配分割合決定委員会決定事項[1)]

○第1回（平成23年4月）
- 死亡・行方不明者　1人当たり　35万円
- 住宅全壊（焼）　1戸当たり　35万円
- 住宅半壊（焼）　1戸当たり　18万円
- 原発避難関係世帯　1世帯当たり　35万円

○第2回（平成23年6月）
- 被災の程度に応じて被災都道県に配分する。この際、便宜、死亡・行方不明者の数、全・半壊の戸数、原発避難関係世帯の数を、被災の程度の指標とする。
- 特段の事情がない限り、このルールに基づき定期的に被災自治体に配分する。

○第3回（平成23年12月）決定事項

【平成24年9月30日までの受付分】
- 被害指標により、第2次配分ルールに基づきその全額を配分し、義援金募集期間終了後被害状況を確定し精算する。残余があった場合には追加配分する。

【平成24年10月以降受付分】
- 被害指標により、第2次配分ルールに基づき配分し精算は行わないこととし、各都道県の配分委員会で配分基準を検討する。その際、震災遺児・孤児等の被災者支援基金に積み立てるなど、義援金の効果的な活用を期待する。

被災都道県では、送金された額の約95%にあたる3,389億円を市町村に送金し、このうち、市町村では、被災者の手元に約95%の3,202億円を届けた。

表4.11-18に、岩手県、宮城県、福島県及びその他12都道県の義援金の配布状況（平成24年9月21日時点）を示す。

表4.11-18 義援金の配布状況[2)]

（平成24年9月21日時点）

	日赤等からの送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額
岩手県	33,083,615 千円	30,671,194 千円 (92.7%)	29,468,081 千円 (96.1%)
宮城県	174,737,223 千円	160,647,410 千円 (91.9%)	157,992,920 千円 (98.3%)
福島県	121,503,903 千円	121,390,408 千円 (99.9%)	107,854,393 千円 (88.8%)
その他12都道県	26,450,575 千円	26,220,375 千円 (99.1%)	24,870,044 千円 (94.9%)
合計	355,775,316 千円	338,929,387 千円 (95.3%)	320,185,438 千円 (94.5%)

1）厚生労働省　義援金とその配付状況（9月21日現在）平成24年9月21日
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/gienkin_120921_01.pdf（平成25年1月21日参照）
2）1）を基に作成

4.11.6 ▶消防資機材の支援

1 消防車両等

東日本大震災により、消防本部及び消防団において、消防庁舎、消防団詰所、消防車両等が大きな被害を受けた。

被害を受けた地域の消防力を補完するため、消防車両等について、次の支援が行われた。

(1) 被災地の消防本部への支援[1)]

全国消防長会では、全国の消防本部の消防車両等を被災地の消防本部に譲渡するための事務調整を行い、平成23年8月には、被災地から要望のあった消防ポンプ自動車等28台について、整備・点検等を行ったうえで、譲渡を完了した。

なお、車両の譲渡に際し、株式会社モリタにより、車両、ポンプなどの整備、消防車両等に表示されている消防本部名の変更、被災県までの陸送、車検、緊急車両等の登録事務処理等の支援があった。

このほか平成23年4月には、消防ポンプ自動車等20台が消防本部相互間で直接調整が図られ、迅速に譲渡がなされている。

(2) 被災地の消防団への支援[2)]

財団法人日本消防協会では、消防庁及び全国各地の消防団等と連携し、消防ポンプ自動車等91台、小型動力ポンプ13台の整備・点検を行ったうえで、被災地の消防団へ無償譲渡した（平成24年10月時点）。

このほか、消防団相互間で多数の車両・資機材の無償譲渡が実施されている。

2 AEDの寄贈[3)]

東日本大震災で被災した消防本部に対し、複数のAED製造販売事業者からAEDの寄贈・無償貸与の申し出があった。消防庁は、各消防本部（局）の要望を取りまとめ下表のとおり送ることにした。

提供したAED製造販売事業者は、以下のとおり。

○日本光電工業株式会社：15台
○日本メドトロニック株式会社：9台
○レールダルメディカルジャパン株式会社：12台

表4.11-19 AED寄贈・無償貸与の一覧表[3)]

消防本部	台数
陸前高田市消防本部	2
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	8
宮古地区広域行政組合消防本部	2
仙台市消防局	3
名取市消防本部	1
岩沼市消防本部	1
石巻地区広域行政事務組合消防本部	6
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	1
相馬地方広域消防本部	1
取手市消防本部	2
常陸大宮市消防本部	5
茨城町消防本部	2
常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	1
旭市消防本部	1
合計　14消防本部	36

3 住宅用火災警報器の寄贈

消防用機器メーカー4社により計8.9万個（宮城県4.4万個、岩手県3.3万個、福島県1.2万個）の住宅用火災警報器が、各県庁を通じて宮城県、岩手県及び福島県の仮設住宅に寄贈された。

○ホーチキ株式会社：6.2万個
○日本フェンオール株式会社：2万個
○能美防災株式会社：0.5万個
○株式会社LIXILニッタン：0.2万個

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
2）財団法人日本消防協会
http://www.nissho.or.jp/2011/05/daishinsai-shienjigyou.html（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　AED製造販売事業者から被災消防本部へのAEDの寄贈等　平成23年5月20日　報道資料
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h23/2305/230520_1houdou/01_houdoushiryou.pdf（平成25年1月21日参照）